

別記様式第18（第18条の15及び第24条の2の6関係）（平24文科令8・全改、平25文科令8・平30原子規11・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

		整理番号（注1）		
運搬確認申請書				
年 月 日				
原子力規制委員会 殿（注3） 氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項（同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により運搬の確認を申請します。				
氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所		郵便番号（ ） 都道 府県 電話番号（ ）		
事業所等 又は事務所	許可届出使用者等の区分 （注4）			
	名 称			
	所 在 地	郵便番号（ ） 都道 府県 電話番号（ ）		
	連絡員の氏名（注5）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）		
運 搬 の 目 的（注6）				
運 搬 予 定 時 期		年 月 日		
	放射性輸送物の名称（注7）			
	放射性輸送物の種類（注8）			
	放射性輸送物の総重量			

放射 性 輸 送 物 に 関 す る 説 明	運搬する放射性物質の仕様 (注9)	核種	
		数量	
		重量	
		物理的状态 (注10)	
		化学形等 (注11)	
		密封の状态 (注12)	
	容器 (注13)	容器の名称	
		外形寸法	
		重量	
		容器承認を受けたものは、承認の年月日及び番号	
		容器の維持の状況	
		シールの貼付け等の状況 (注14)	
運搬する 方法 に 関 する 説 明 (注15)	使用する運搬機器の種類 (注16)		
	運搬機器への積付け方法		
	携行する書面及び携行器具等		
手数料の納付方法 (注17)		(原子力規制委員会に申請する場合) イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付 (登録運搬物確認機関に申請する場合) ハ 登録運搬物確認機関の定める方法による納付	

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 削除

3 「原子力規制委員会」 登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長宛てとすること。

4 「許可届出使用者等の区分」 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者にあつては、許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の

区分を併せて記載すること。

- 5 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 6 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 7 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
- 8 「放射性輸送物の種類」 B M 型輸送物又は B U 型輸送物の別を記載すること。
- 9 「運搬する放射性同位元素等の仕様」 運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
- 10 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。
- 11 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
- 12 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
- 13 「容器」 容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。
- 14 「シールの貼付け等の状況」 シールの貼付け等の位置及び構造について記載するとともに、当該記載が確認できる図面を放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書に記載すること。
- 15 「運搬方法に関する説明」 簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
- 16 「使用する運搬機器の種類」 自転車、台車等具体的に記載すること。
- 17 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録運搬物確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。

- 3 この申請書には、第18条の15第1項（同条第3項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第1項第2号及び第3号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。